

消防特第 218 号
令和 6 年 10 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁特殊災害室長
(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(令和 6 年総務省・経済産業省令第 2 号。以下「改正省令」という。)が 10 月 23 日に公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるところに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正事項

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和 6 年法律第 37 号。以下「水素等供給等促進法」という。)の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において、石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和 51 年政令第 129 号。以下「令」という。)が改正されることに伴い、新設される令第 39 条第 3 項の都道府県知事から市町村長への通知を要しない「経済産業省令で定める軽易な事項」(高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設の位置、構造又は設備の変更で、高圧低炭素水素等ガスの種類の変更又はその処理量の二万立方メートル以上の変更を伴わないもの)について、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基づくものに加えて、水素等供給等促進法に基づくものも通知を要しないこととする。

第二 施行期日に関する事項

改正省令は、水素等供給等促進法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 6 年政令第 315 号)の施行の日(令和 6 年 10 月 23 日)から施行すること。

(連絡先)

消防庁特殊災害室

石野、高橋

T E L 03-5253-7524

E-mail : tokusaishitsu@soumu.go.jp